

## 八尾市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&amp;A（事業者向け）

- ※ 回答内容は作成日時点のものであり、今後変更となる場合があります。  
 ※ 網掛け箇所が今回追加分です。

## &lt;従前相当サービス関係&gt;

Q1	通所リハビリテーションと通所介護相当サービスは併用可能でしょうか。
A1	これまでの予防給付の考え方と同様に、併用することはできません。

Q2	他市町村の利用者の受け入れについて説明お願いできますでしょうか。
A2	介護予防ケアマネジメントマニュアル P.9 (Q&A) 総合事業の制度について No.1 をご参照ください。

Q3	事業所所在地が A 市 住民票が八尾市 保険者が B 市 上記の場合、サービスコードはどこのものを使用しますか。
A3	住所地特例適用被保険者に対しては、施設所在市町村がサービス提供等を行うこととされていることから、八尾市に住民票がある他市の被保険者の場合は、事業所所在地にかかわらず、八尾市のサービスコードを使用してください。

Q4	総合事業の予防給付からの変更点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所介護 → 終了でも月額包括報酬</li> <li>・総合事業 → 月途中開始、終了の場合は契約日、契約解除日を起算日として、日割りで算定</li> </ul> 利用者のキャンセル（お休み）を日割り計算するのでしょうか。
A4	月額包括報酬のため、キャンセル（お休み）による日割り計算は行いません。契約開始月、契約終了月が日割りの算定対象となります。

Q5	訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの日割りについて、契約日を起算日として日割りをを行うのか、それとも初回サービス提供日を起算日として適用するのか、どちらでしょうか。
A5	総合事業の月額包括報酬の日割り請求については、月途中でサービスを開始した場合は、契約日を起算日として日割り計算を行うこととされており、起算日とは、サービス提供開始日ではなく、サービス事業者との契約締結日となります。ただし、当該契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については日割り計算をすることなく、翌月の初日（1日）が起算日となります。

Q6	訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの日割りについて、契約解除をせずに一時的に入院する場合等は、月額包括報酬となりますか。また、死亡した場合はどのようになりますか。
A6	医療機関への入院に伴い月途中でサービス利用が中断した場合または、医療機関からの退院に伴い月途中からサービス利用を再開した場合は、日割り計算は行いません。なお、医療機関への入院に伴い、サービス利用契約を解約した場合は、契約解除日を起算日として日割り請求を行うこととなります。死亡に関しても、契約解除日までの日割り請求を行うこととなります。

Q7	区分変更を行い、決定となるまでの間、サービス提供はどのようにすれば良いでしょうか。
A7	区分変更中のサービスの提供方法については、予防給付と相違ありません。区分変更申請の結果、区分変更（要支援1⇔要支援2）された場合には、区分変更日から総合事業のサービスへ移行となり、区分変更日が日割りの起算日となります。また、区分変更（要介護→要支援）の場合は契約日が日割りの起算日となります。

Q8	要支援2で現在は訪問型独自サービス1を週に1回（月曜日）に利用されている方が、来週より週2回（木曜日も）利用される場合の請求はどのようにすれば良いでしょうか。
A8	支給区分の取扱いについては、当市の訪問介護相当サービス（独自）は月額包括報酬であるため、従前の介護予防訪問介護と同様の取扱いとなります。なお、訪問型サービス（基準緩和）についても同様の取扱いとなります。 ※詳しくは、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日)(老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)」をご確認ください。

<訪問型サービス（基準緩和）関係>

Q1	訪問型サービス（基準緩和）について、1回あたりのサービス提供時間の設定はありますか。
A1	サービス提供時間の設定はありません。介護予防ケアマネジメントを実施するなかで、利用者の自立した日常生活の支援を行うために必要な時間を設定してください。

<定款関係>

Q1	当該事業は、事業種別として、何に分類されるのでしょうか。また、定款にはどのように反映させればよいのでしょうか。
A1	介護保険法第115条の45第1項に規定する事業となります。 ※名称変更の案 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」 「介護保険法に基づく及び第1号通所事業」

Q2	医療法人で、事業所名を列記する手法で記載している場合、定款変更の必要はありますか。 (例) 〇〇〇〇は、次の業務を行う。〇〇〇〇訪問介護ステーション 〇〇〇〇は、次の業務を行う。〇〇〇〇デイサービスセンター
A2	変更の必要はありません。

Q3	居宅介護支援事業所については、「介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業」を介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業」と変更する必要がありますか。
A3	第1号介護予防支援事業については、地域包括支援センターが実施するものであり、原案委託を受託いただいている居宅介護支援事業所は地域包括支援センターからの一部委託となるため、定款の変更は必要ありません。

<介護予防ケアマネジメント関係>

Q1	介護予防ケアマネジメントAのみ校区高齢者あんしんセンターから指定居宅介護支援事業者への一部委託が可能となっているが、B及びCは委託を受けなくてよいということか。 介護予防ケアマネジメントB、Cについて、評価期間はどうか。
A1	ケアマネジメントB、Cについては、校区高齢者あんしんセンターで実施します。

<その他>

Q1	総合事業の対象者は介護保険証の要介護状態区分等の欄にどのように記載されるのでしょうか。総合事業でしょうか。
A1	「要支援1」・「要支援2」・「事業対象者」のいずれかになります。それぞれの区分で利用可能なサービスについては、介護予防ケアマネジメントマニュアルP.10 介護予防・生活支援サービス事業の対象者についてをご参照ください。